

令和4年度青島ビーチパーク
プロモーション及びイベント企画運営業務委託にかかる事業者募集要項

1. 趣 旨

平成27年に開設した青島ビーチパークは、「もっと多くの人に青島の魅力を伝え、来た人がもっとゆっくり楽しめる場所を作りたい。」という思いから、渚の交番青島プロジェクト実行委員会（以下、「渚の交番」という。）を中心に環境整備や店舗運営を行い、居心地のよい空間づくりに努めてきました。

開設8年目を迎える今年からは、飲食1店舗による通年型の開催となります。プロモーション及びイベント企画運営業務を民間事業者等に委託し、青島ビーチパークを更に居心地のよい場所になることを目指し、青島地域全体の活性化を図ります。

2. 事業概要

1) 期 間（予定）

令和4年4月29日～令和5年3月31日

※ 定休日を水曜日とする。青島海水浴場開設期間中は定休日なし。

2) 場 所

宮崎市青島2丁目233番地 宮崎市青島ビーチセンター南側

3) 事業主体

渚の交番青島プロジェクト実行委員会

3. 委託する業務内容

本事業の趣旨を果たすため、以下の業務を委託する。

1) 契約期間；令和4年4月1日～令和5年3月31日

2) 青島ビーチパークの魅力アップと効果的な誘客を図るためのプロモーション

・HP、SNS、紙媒体による情報発信をはじめ、より効果的な事業の企画提案を行ってください。

※ 青島ビーチパーク2022；HP,Facebook,Instagramの運用も含まれます。

※ 情報発信後、その効果を半期ごとに検証し、事業主体に報告を行なうこと。

3) イベント等の企画・実施による誘客促進につながる取り組み

・青島ビーチパークへの来場意欲を高めるワークショップや

音楽イベントなど青島ビーチの賑わいに相応しいイベントの企画・実施。

※ 年間を通したイベントを企画・実施すること。

※ 実施に際しては、具体的な企画内容を事業主体へ報告、連絡を行うこと。

※ イベント終了毎に、事業主体に報告を行なうこと。

4. 委託業者の選考について

1) 選考方法

・公募型プロポーザル方式により選定し、提出書類①～④等の審査により選考を行う。

・書類審査後は、必要に応じてプレゼンテーションを行い、優先交渉権を与える民間事業者等

を選定する。

2) 公募の参加資格要件

- 会社更生法に基づく更生手続きの申し立て、または更生手続開始の決定がなされたものでないこと。
- 破産法に基づく破産手続開始の申し立て、または破産の宣言がなされたものでないこと。
- 市税を滞納している者でないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員、および暴力団員と社会的に非難されるべき関係にあるもの（従業員含む）でないこと。

3) 提出書類

以下の書類を提出すること。

《5部》

- ①企画提案書（様式第1号）
- ②収支予算書（様式第2号）

《正本1部》

- ③市税の納税証明書（別紙「必要な納税証明書」参照）
- ④誓約書兼同意書（様式第3号：個人用、様式第4号：団体用）

4) 提案限度額

- プロモーション業務 800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - イベント業務 1,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ※ 提出書類②「収支予算書」により、現時点での収支予算を記載すること。

5) 応募期間

令和4年1月4日（火）～令和4年2月4日（金）9:00～17:00

- 持参、郵送どちらの場合も必着。
- なお、郵送の場合は簡易書留郵便により提出してください。
- 水曜日は渚の交番が定休日のため、持参される方ご注意ください。

6) 提出先

住 所：〒889-2162 宮崎市青島2丁目233番地
宛 名：渚の交番青島プロジェクト実行委員会（担当：井野、岩満）

7) 選定結果通知

- 結果は書面にてお知らせいたします。
- 公表する日時については、選考段階で応募事業者にお伝えします。なお、選考の過程に関する質問には一切回答できませんので、ご了承ください。

8) その他留意事項

- 企画提案は1者につき1案とし、提出された書類等は返却しないこととする。
- 本プロポーザル型公募に係る経費及び提出に関する経費は、全て提案者が負担すること。
- 企画提案書等を提出後に、応募を辞退する場合は、速やかに連絡すること。

- 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、事業主体が本プロポーザル型公募の評価等で必要と判断した場合は、企画提案書等及び添付書類の複製作成、公開及び内容を無断・無償で使用する場合があります。

5. 業務委託契約について

1) 契約方法

- 優先交渉権を与える順位の決定後、順位が最も高い民間事業者等と契約締結の交渉を行う。
- 契約締結の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次に順位が高い民間事業者等と契約締結の交渉を行う。

2) 契約内容

提出書類等に基づき、契約を締結する民間事業者等と内容を確認した上で決定する。

3) 契約代金の支払

委託料の支払いについては、事業主体と契約事業者による協議の上で決定する。

4) 契約締結における個人情報の取扱い

契約締結にあたっては、別で定める個人情報取扱特記事項に従い、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

6. 問い合わせ先・提出先

事業主体：渚の交番青島プロジェクト実行委員会（担当：井野、岩満）

住 所：〒889-2162 宮崎市青島2丁目233番地

電 話：0985-65-1055 F A X：0985-65-1056

MAIL：spc544p9@room.ocn.ne.jp

別紙「必要な納税証明書」

宮崎市に 事業所が 有る場合	法人	市 税	宮崎市発行の市税証明書（下記の全て） <ul style="list-style-type: none"> 市税を滞納していない証明（参加申込書の提出日から起算して発行後3ヶ月を越えないもの） 固定資産税、市県民税、軽自動車税、法人市民税、事業所税
	法人代表者 または代表者	市 税	宮崎市発行の市税証明書（下記の全て） <ul style="list-style-type: none"> 市税を滞納していない証明（参加申込書の提出日から起算して発行後3ヶ月を越えないもの） 固定資産税、市県民税、軽自動車税、国民健康保険税
宮崎市に 事業所が 無い場合	法人	市 町 村 税	事業所が所在する市町村発行の市町村納税証明書(下記の全て) <ul style="list-style-type: none"> 市税を滞納していない証明（参加申込書の提出日から起算して発行後3ヶ月を越えないもの） 固定資産税、市県民税、軽自動車税、法人市民税、事業所税
	法人代表者 または代表者 〔宮崎市税が賦課 されている場合〕	市 税	宮崎市発行の市税証明書（下記の全て） <ul style="list-style-type: none"> 市税を滞納していない証明（参加申込書の提出日から起算して発行後3ヶ月を越えないもの） 固定資産税、市県民税、軽自動車税、国民健康保険税